

令和4年度
佐倉市交通安全対策協議会資料

日時 令和4年11月17日（木）10:00から
場所 佐倉市役所議会棟1階 全員協議会室

佐倉市道路維持課

目次

令和3年度佐倉市交通安全対策実施状況

1. 交通安全に関する教育・啓発・対策	1 頁
2. 道路施設の整備	1～2 頁
3. 新規交通規制等	2 頁
4. 交通規制等の要望	2 頁
5. 自転車駐車場の管理運営	2～3 頁
6. 放置自転車等の対応	3 頁
7. 交通事故相談	3 頁
佐倉市交通安全条例	4～5 頁
佐倉市交通安全対策協議会規則	6 頁

別添

資料 2 令和3年度佐倉市交通安全対策実施状況

資料 3 令和3年中における佐倉市内死亡事故発生状況

令和3年度 佐倉市交通安全対策実施状況

1. 交通安全に関する教育・啓発・対策

①幼児、児童、生徒に対する交通安全教育

- ・交通安全移動教室の実施
4月8日～5月28日
幼稚園2園、小学校23校、中学校11校

- ・市内小学校新一年生に交通標識定規を配布
1350本

②高齢者に対する交通安全対策

- 新型コロナウイルス流行により中止
※例年は市民カレッジを通じて反射リストバンドを配布

③アクション10（交通安全の日）

- 新型コロナウイルス流行により中止
※例年は毎月10日に市内の交差点（5箇所を月替わり）にて交通安全啓発を実施。

④交通安全運動の推進

- ・春の全国交通安全運動の実施（4月6日～4月15日）
- ・夏の交通安全運動の実施（7月10日～7月19日）
- ・秋の全国交通安全運動の実施（9月21日～9月30日）
- ・冬の交通安全運動の実施（12月10日～12月19日）
広報誌掲載、市ウェブサイト掲載、ポスター掲示、懸垂幕掲出、庁内放送など

⑤交通死亡事故発生箇所における対応（資料3 参照）

- ・警察との共同現地診断 3箇所
六崎1051-2地先 →路面標示「注意 横断事故多発」
下志津896-7地先 →電柱幕「右折時横断者注意」
上座558-33地先 →白線の内側へドット線追加（車線を狭く見せ減速を促す）
電柱幕「歩行者注意」

⑥交通渋滞等の対策

- ・交通量調査 2箇所
寺崎北交差点
ユーカリが丘三丁目ウエルシア前交差点

2. 道路施設の整備 (資料2 1～21頁 参照)

①路面標示	3938.3m	1～11頁
②カラー舗装	615.78m ²	11～14頁
③道路反射鏡	10基	15～18頁
④標識	1基	18頁
⑤ガードレール	36.5m	18～19頁
⑥車止め	11基	19～20頁
⑦視線誘導標	14本	20～21頁

3. 新規交通規制等 (資料2 21～22頁 参照)

①信号機新設	0箇所	
②信号機改良	13箇所	※既存信号機のLED化なので資料無し
③横断歩道新設	0箇所	
④一時停止新設	0箇所	
⑤その他通行規制	3箇所	21～22頁

4. 交通規制等の要望

①信号機新設	8件	
②信号機改良	4件	
③横断歩道新設	15件	
④横断歩道補修	6件	
⑤一時停止新設	1件	
⑥一時停止補修	2件	
⑦一時停止位置変更	2件	
⑧速度規制	11件	
⑨ゾーン30	1件	
⑨時間帯通行規制	7件	(うち大型自動車に関するもの3件)
⑩一方通行化	1件	
⑪駐車禁止取締り	3件	

5. 自転車駐車場の管理運営 (令和4年3月末契約台数)

①京成佐倉駅北口水路	自転車357台	+	原付61台	=	418台
②京成佐倉駅南口	自転車182台	+	原付101台	=	283台
③京成大佐倉駅南口	自転車22台	+	原付9台	=	31台
④JR佐倉駅北口	自転車328台	+	原付40台	=	368台
⑤JR佐倉駅南口	自転車706台	+	原付129台	=	835台
⑥京成臼井駅北口第一	自転車184台	+	原付8台	=	192台
⑦京成臼井駅北口第二	自転車153台	+	原付38台	=	191台
⑧京成臼井駅南口	自転車821台	+	原付104台	=	925台

⑨京成志津駅北口	自転車156台	+	原付26台	=	182台
⑩京成志津駅南口	自転車372台	+	原付10台	=	382台
⑪京成ユーカリが丘駅上座跨線橋下	自転車446台	+	原付29台	=	475台
⑫京成ユーカリが丘駅南口	自転車75台	+	原付30台	=	105台
			合計		<u>4,387台</u>

6. 放置自転車等の対応

①駅前付近における一斉撤去（年間36回）

118台撤去（自転車118台 原付0台）

②その他公共用地における撤去

43台撤去（自転車43台 原付0台）

7. 交通事故相談

千葉県交通事故相談員による巡回相談をミレニアムセンターにて実施

実施日：5月～3月の第1・3水曜日

相談件数：9件

○佐倉市交通安全条例

(目的)

第1条 この条例は、佐倉市（以下「市」という。）における交通安全の確保に関する基本理念及び施策の基本を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、もって市民の安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活の実現の基本であり、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の交通安全の意識の高揚及び交通安全の確保に必要な啓発活動、道路等の交通環境の整備等総合的な交通安全の施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、警察署その他の関係行政機関及び交通安全に関係する団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、交通に関する諸法令を遵守し、日常生活を通じて迷惑駐車その他の交通事故を誘発する行為をしない等自主的な交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全の施策に積極的に協力しなければならない。

(関係機関等への要請)

第5条 市長は、良好な道路等の交通環境を整備するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育活動の実施)

第6条 市長は、市民の交通安全の意識の高揚を図るため、年齢、地域その他の実情に応じた交通安全教育活動を実施するものとする。

(交通安全対策協議会の設置)

第7条 交通安全の施策に関する総合的な基本方針を協議し、当該施策を効果的に推進するため、佐倉市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、会長及び委員17人以内をもって組織する。

3 会長は、市長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 交通安全に関係する団体の代表者
- (2) 市内の小学校、中学校等の校長
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を離れ、又は失った場合は、委員を辞したものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(団体への支援)

第8条 市長は、市域における交通安全の活動を行う団体に対し、予算の範囲内で必要な支援を行うことができる。

(啓発活動の実施等)

第9条 市長は、市民に対し、交通安全に関し、啓発の活動を積極的に行うほか、必要な情報を広く提供するものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第10条 市長は、交通死亡事故又は特定の区間若しくは地域に集中する交通事故（以下「交通死亡事故等」という。）が発生したときは、関係機関等と協議し、総合的な交通死亡事故等の防止対策を検討するものとする。

(交通死亡事故等多発非常事態宣言)

第11条 市長は、交通死亡事故等が多発したときは、必要に応じて交通死亡事故等多発非常事態宣言を発し、市民ぐるみの交通死亡事故等の防止対策を推進するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○佐倉市交通安全対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市交通安全条例（平成13年佐倉市条例第27号。以下「条例」という。）第7条第8項の規定により、佐倉市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第7条第4項各号に規定する委員は、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 条例第7条第4項第1号に規定する者 6人以内
- (2) 条例第7条第4項第2号に規定する者 2人以内
- (3) 条例第7条第4項第3号に規定する者 7人以内
- (4) 条例第7条第4項第4号に規定する者 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に条例第7条第2項に規定する会長のほか、副会長2人を置く。

- 2 副会長は、会長が協議会に諮って委員のうちから選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、交通安全主管課においてこれを処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。